

諮問第90号の答申
人口推計の基幹統計としての指定について（案）

本委員会は、諮問第90号による人口推計の基幹統計としての指定について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 指定の適否

人口推計については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項第3号に規定する基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当である。

2 理由

人口推計は、5年ごとに作成される国勢統計（総務省が所管する基幹統計）の間における我が国に常住する外国人を含む全人口（全国及び都道府県別）を明らかにする加工統計である。

このため、人口推計は、各種政策の企画立案や国民経済計算（内閣府が所管する基幹統計（加工統計））等の各種統計作成の基礎資料として利用されている。また、民間研究機関等による各種研究においても地域別・年齢階級別の人口規模の把握などに広く利用されているほか、国際連合が毎年作成している「人口統計年鑑」（Demographic Yearbook）にデータ提供されるなどしている。

このように、人口推計は、全国的な政策を企画立案・実施する上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と認められることから、法第2条第4項第3号に規定する基幹統計の要件に該当するものと考えられる。

第71回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日時 平成28年7月25日(月) 15:55～16:51
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - (部会長) 白波瀬 佐和子
 - (委員) 嶋崎 尚子、永瀬 伸子
 - (審議協力者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府
 - (統計作成者) 総務省統計局統計調査部国勢統計課：栗田課長ほか
 - (事務局) 総務省統計委員会担当室：吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議題 「人口推計の基幹統計としての指定について」
- 5 概要

人口推計の基幹統計としての指定の適否や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）における指摘事項への対応状況等について審議が行われた。

その後、答申案の審議が行われ、了承された。答申案については第100回統計委員会（平成28年8月25日開催予定）において部会長から報告することとされた。

主な意見等は以下のとおり。

(1) 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応について

- ・ 都道府県別・年齢別人口については、平成24年7月の住民基本台帳法の改正、25年7月の住民基本台帳ネットワークシステムの運用開始を経て、外国人の都道府県間移動に関するデータが得られるようになったことから、当該データの追加に伴う新たな推計方法及び集計事項の検討を行った。新たな推計方法の適用時期としては、時系列比較の観点も考慮し、基準人口切替時が適切であることから、平成27年国勢調査（確定人口）を基準人口とした「平成28年10月1日現在人口」（平成29年4月公表予定）から、「都道府県別年齢5歳階級別日本人人口」を追加して公表することとしている。(別添1参照)

→ 総人口から日本人人口を差し引くと外国人人口を算出できるとのことであるが、外国人人口を表章しないのはなぜか。

日本人人口については、全国では各歳別に公表することとしているが、都道府県別では各歳別表章は難しいので、5歳階級別表章により公表するという理解でよいか。

→ 住民基本台帳法の改正等により外国人の都道府県間の移動情報が得られるようになったが、外国人人口の総人口に占める比率は1%程度とかなり少なく、また、千人単位で表章している人口推計について、都道府県別の集計においてそれらの表章を行うと千人単位未満となる階級が多数見込まれることから、外国人人口の表章は控えている

また、都道府県別日本人人口は十分な精度の確保等を考慮し、5歳階級で公表することとしている。

(2) 基幹統計としての指定の範囲（集計事項）について

- ・ 人口推計において、新たに「都道府県別・年齢別日本人人口」を公表することとしている。これにより、都道府県別の合計特殊出生率について、より精度の高い算出が可能になると考えられる。(別添2参照)

- 現在、合計特殊出生率はとても重要な指標になっている中、「都道府県別・年齢別日本人人口」の公表によって、今後、合計特殊出生率は何か影響を受けることになるのか。
- 都道府県別の合計特殊出生率の算定に当たって、分子の日本人出生数に対し、これまでは分母として、国勢調査の実施年は日本人の女性人口を用い、それ以外の年は人口推計による女性の総人口を用いていた。このため、時系列でみた場合、国勢調査の実施年とそれ以外の年とで数値に若干のギャップが生じていたが、今後は、人口推計による都道府県別の日本人女性人口を用いることが可能となるため、当該ギャップが解消されていくのではないかと考えている。
- 合計特殊出生率そのものがより厳密な数値になることから、公表に当たっては、そのことについて説明することが重要である。

(3) 基幹統計として指定する統計の名称について

- ・ 「人口推計」は、第1回国勢調査(大正9年)以降の各年の人口の推計を行ってきており、当初から、推計によって得られる統計全体を意味する名称として「人口推計」を用いてきている。この名称には、現在の人口という意味が概念的に含まれていると考えており、統計利用者に無用の混乱を生じさせないためにも、名称は「人口推計」のままとすることが適当であると考えている。
 - 「人口推計」という名称は、今後の人口の見通しを作成しているかのような誤解を生じさせるおそれがあるのではないか。日本語ではこれまで現在人口の推定(estimate)及び将来人口の推計(projection)、この両者ともに前者は「人口推計」、後者は「将来人口推計」という言葉が使われており、新聞紙面等での略称としては両者ともに「人口推計」という言葉が使われている。このために現在人口について「人口推計」とすることは、一般国民に内容についての誤解を生じさせるおそれがあるのではないか。
 - 「人口推計」という名称については、統計利用者間において定着しているものと考えており、また、当該名称により「将来推計人口」との関係で誤解や紛れが生じたといった意見等は特に寄せられていない。しかしながら、御指摘を踏まえ、今後とも統計利用者に誤解等が生じないように、広報として各方面へ説明を行う際には、本統計の内容について十分説明を行ってまいりたい。
 - 「人口推計」は現在の人口を推計するものであり、「将来推計人口」とは異なるものであることなど、「人口推計」について分かりやすい形で説明することが本統計に係る広報の面からも重要である。

6 次回予定

審議が全て終了し、答申案について部会として了承されたことから、平成28年8月25日(木)に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとされた。

論点に対する回答について

1 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）では、「現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る」とされているところ、どのような対応を行ったのか。

<回答>

人口推計の集計体系は「各月1日現在人口」、「各年10月1日現在人口」、「補間補正人口」となるが、このうち「各年10月1日現在人口」における「都道府県別年齢5歳階級別人口」については、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）の平成22年結果から、日本人の都道府県間移動に係る年齢別データが得られることとなった。一方、外国人については、住民基本台帳の対象に新たに加えることの検討が行われていたところであり、外国人の都道府県間移動に関するデータは得られていなかった。

その後、平成24年7月には住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、住民基本台帳の対象に新たに外国人が加わったことにより、外国人住民に対して住民票が作成され、25年7月からは住民基本台帳ネットワーク等についての運用が開始された。これに伴い、平成26年度以降、「出入国管理統計」（法務省）においては、外国人の都道府県別出入国者データ、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）においては、外国人の都道府県間転出入者データが利用可能となった。（別紙参照）

<住民基本台帳法改正に伴う人口推計を作成するために用いる情報の変更内容>

		「平成26年10月1日現在人口」まで	「平成28年10月1日現在人口」以降
出入国管理統計	日本人	都道府県・年齢 ^{※1} ・男女	都道府県・年齢 ^{※1} ・男女
	外国人	全国・年齢 ^{※1} ・男女	都道府県・年齢 ^{※1} ・男女
住民基本台帳人口移動報告	日本人	都道府県・年齢 ^{※2} ・男女	都道府県・年齢 ^{※1} ・男女
	外国人	—	都道府県・年齢 ^{※1} ・男女

注1) 平成27年10月1日現在の人口は国勢調査の結果による。

注2) 「平成26年10月1日現在人口」までの外国人の都道府県別データについては、「出入国管理統計」（法務省）及び「在留外国人統計」（法務省）をもとに、在留外国人統計の都道府県別増減数の構成比により推計している。

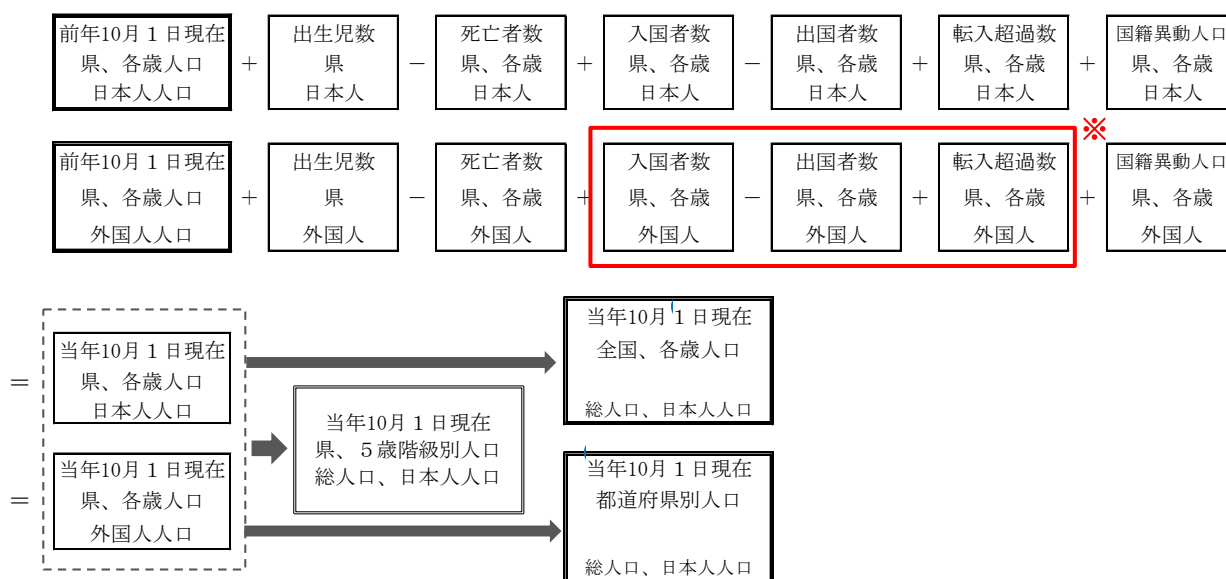
注3) ※1は各歳、※2は5歳階級。

「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）の日本人データは、推計方法の検討に伴い、使用する年齢区分を変更。

外国人の都道府県間移動に係るデータが利用可能となったことから、平成 27 年度にかけて都道府県別集計の推計方法及び集計事項の検討を行い、①データを追加することによる推計方法の検証を行ったこと、②人口推計は5年ごとに行われる国勢調査の確定人口を基準人口としていることから、平成 27 年国勢調査人口を基準とする「平成 28 年 10 月 1 日現在人口」（平成 29 年 4 月公表予定）の推計から「都道府県別年齢 5 歳階級別日本人人口」を追加することとした。（図 3 参照）

※「各月 1 日現在人口」及び「補間補正人口」の集計事項について変更はない。

図 1 <推計の基本式（各年 10 月 1 日現在人口）> 【全国及び都道府県】



※のデータについては、現行の推計では「全国各歳人口」及び「都道府県別人口」をもとに推計しているが、住民基本台帳法改正に伴い「出入国管理統計」の外国人の都道府県別出入国者データ、「住民基本台帳人口移動報告」の外国人の都道府県間転出入者データが利用可能となったため、これまで行っていた推計が不要となった。

(注) 図 2 は省略

図3 人口推計の集計項目追加に伴う表章イメージ

＜都道府県、年齢5歳階級、男女別人口＞

変更前					
総人口 (単位 千人)					
	男女計 ※				
	総数	0～4歳	5～9	10～14	～
全 国					
01 北海道					
02 青森県					
03 岩手県					
04 宮城県					
05 秋田県					
（					

変更後					
総人口 (単位 千人)					
	男女計 ※				
	総数	0～4歳	5～9	10～14	～
全 国					
01 北海道					
02 青森県					
03 岩手県					
04 宮城県					
05 秋田県					
（					



日本人人口 (単位 千人)					
	男女計 ※				
	総数	0～4歳	5～9	10～14	～
全 国					
01 北海道					
02 青森県					
03 岩手県					
04 宮城県					
05 秋田県					
（					

追加表

※ 内訳として「男」「女」の表を作成

(別紙) 参考 住民基本台帳法の改正

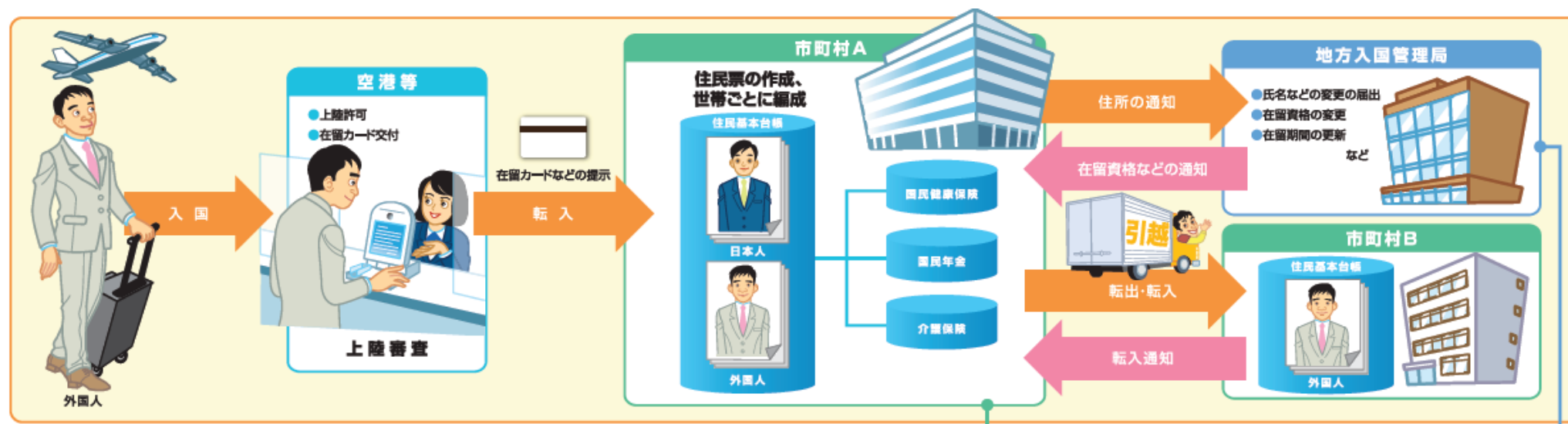
○ 外国人住民の住民基本台帳制度の開始

我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市区町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まりました。

そこで、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るための、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日に施行されました。

「総務省HP 外国人住民に係る住民基本台帳制度のページ」抜粋

の <イメージ>



「総務省 外国人住民に係る住民基本台帳制度のご案内パンフレット」抜粋

2 基幹統計としての指定の範囲 (集計事項) について

- (1) }
 (2) } (略)

(3) 人口推計の利活用について、個別具体的には、どのように利活用されているのか。さらに、新たな推計方法によって得られる情報との関係で、その前後での利活用面で、更に充実化が図られるといった点はないか。

<回答> (抜粋)

(3)

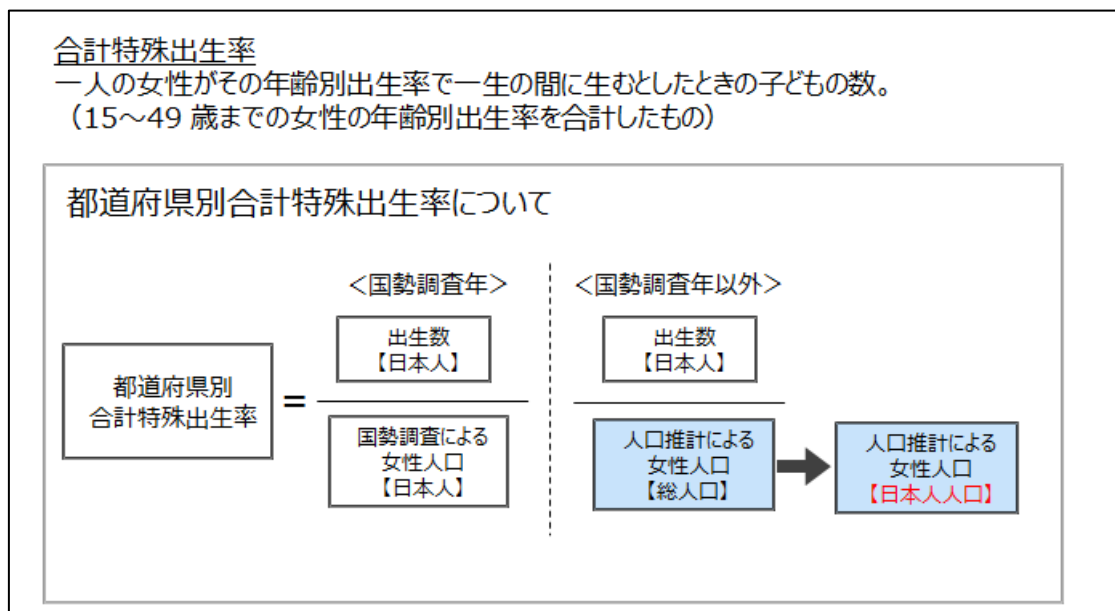
(略)

また、合計特殊出生率 (厚生労働省) を算出するため、人口推計の年齢別人口が分母人口として利用されている。

これまで、都道府県別の合計特殊出生率については、国勢調査が実施された年は、分母の女性人口には国勢調査による日本人人口が用いられ、国勢調査が実施されない年は、人口推計による総人口が用いられてきた。

今回、人口推計において「都道府県別年齢別日本人人口」を新たに公表することにより、厚生労働省では、人口推計による都道府県別日本人人口を分母に用いる予定としており、より精度の高い合計特殊出生率の算出が可能となると考えられるところ。(図 7 参照)

図 7 合計特殊出生率の基礎資料として利用 (概要)





総政企第145号
平成28年6月30日

統計委員会委員長
西村清彦殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第90号
人口推計の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

諮 問 理 由

(人口推計の基幹統計としての指定について)

- 1 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、平成28年度前半までに結論を得ることとされており、総務省が作成する人口推計は、新たに基幹統計として整備する統計とされているところである。
- 2 人口推計は、5年ごとに作成される国勢統計(総務省が所管する基幹統計)の間の人口(外国人を含む我が国に常住している全人口)について、その間の自然動態(出生及び死亡)、社会動態(出入国等)及び国籍異動の状況を反映して、各月1日現在及び各年10月1日現在の状態を明らかにすることを目的として作成される加工統計である。
- 3 人口推計は、各種政策の企画立案の基礎データとなる国民経済計算(内閣府が所管する基幹統計)、労働力統計(総務省が所管する基幹統計)、簡易生命表(厚生労働省が所管する基幹統計)等の基幹統計の作成の基礎資料として利用されているほか、国勢統計が作成されない時点における人口に関する最新のデータとして、各種施策の策定の基礎資料として利用されている。
- 4 また、人口推計は、国勢統計が作成されない時点においては、国勢統計に代わるデータとなる役割も担っていることから、地域別や年齢階級別の人口規模の把握に利用されるなど民間研究機関等における各種研究等においても幅広く利用されている。
- 5 さらに、人口推計は、国際連合の「人口統計年鑑」(Demographic Yearbook)の作成のために毎年提供されているほか、国際通貨基金の「特別データ公表基準」(Special Data Dissemination Standards)に対応する項目として我が国の国別データ概要ページに掲載されている。
- 6 このように、人口推計は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号の規定で定める基幹統計として指定するための3要件のうち、①同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記3の点から、②同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記4の点から、③同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記5の点から、いずれの要件にも該当するものと考えられる。
- 7 以上の理由から、人口推計を基幹統計に指定することとしたい。

平成28年6月30日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第90号の概要

(人口推計の基幹統計としての指定について)

基本計画との関係

基本計画^(注)において、総務省に対し以下の事項が指摘されている。

(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)
別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分
項目 3 (2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備

基本計画における指摘事項

- 現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。
⇒平成28年度前半までに結論を得る。

人口推計の概要

総務省が作成する人口推計は、
5年ごとに作成される国勢統計（基幹統計）の間の人口について、各月1日現在及び各年10月1日現在の状態を明らかにする加工統計である。

【推計方法】

総人口 = 基準人口（総数）
+ 自然動態（日本人・外国人） + 社会動態（日本人・外国人）

日本人人口 = 基準人口（日本人）
+ 自然動態（日本人） + 社会動態（日本人）
+ 国籍の異動による純増減

* 基準人口：国勢調査の翌年は、国勢調査の人口。その他の年は、前年10月1日現在の人口

* 自然動態：出生児数－死亡者数（「人口動態統計」（厚生労働省が所管する基幹統計））

* 社会動態：入国者数－出国者数※（「出入国管理統計」（法務省が所管する業務統計））

※ 都道府県別人口においては、「都道府県間転入者数－都道府県間転出者数」を加算（「住民基本台帳人口移動報告」（総務省が所管する業務統計））

* 国籍の異動による純増減：法務省資料及び官報告示を基に総務省統計局が集計

人口推計の基幹統計の要件への該当状況

基幹統計の要件 (統計法第2条第4項第3号)

- ◎ 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

【第3号イ】

全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

【第3号ロ】

民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

【第3号ハ】

国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

人口推計の 基幹統計の要件への該当状況

- 各種政策の企画立案の基礎データとなる国民経済計算、労働力統計、簡易生命表等の基幹統計の作成の基礎資料として利用
- 国勢統計が作成されない時点における人口に関する最新のデータとして、各種施策の策定の基礎資料として利用
- 地域別や年齢階級別の人口規模の把握に利用されるなど民間研究機関等における各種研究等においても幅広く利用
- 国際連合の「人口統計年鑑」作成のためのデータを毎年提供
- 国際通貨基金の「特別データ公表基準」に対応する項目として我が国の国別データ概要ページに掲載

人口推計の利活用状況

- 労働力統計において、毎月の全国結果算出のためのベンチマーク人口に各月1日現在人口が利用されている。

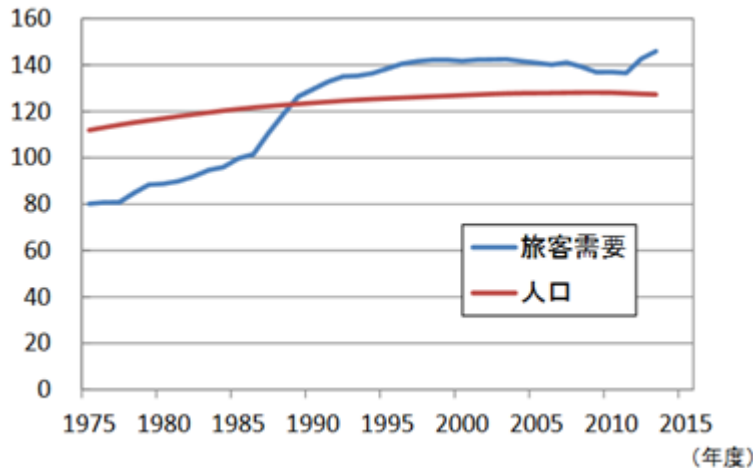
【参考】労働力統計 就業者数の算出基本式

$$\text{就業者数} = \text{ベンチマーク人口} \times \frac{\text{線形推定による就業者数}}{\text{線形推定による人口}}$$

* 線形推定：労働力調査で得られた人口に抽出率の逆数を掛け、全体の人口を推計すること。

- 審議会等※の政策立案過程において、基礎資料として利用されている。

※ 総合資源エネルギー調査会（経済産業省）
平成27年2月 第2回長期エネルギー需要見通し小委員会
「エネルギー需要見通しに関する基礎資料」
スライド：経済水準④：交通需要 抜粋



※ 教育再生実行会議（内閣官房）
平成26年7月3日「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）
スライド：今、向き合わなければならない我が国の状況 抜粋

人口構造 (2013)

	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	1億2,730万人	1,639万人	7,901万人	3,190万人
割合	—	12.9%	62.1%	25.1%

人口推計の利活用状況

- 国際連合の要請を受け、毎年「人口統計年鑑」(Demographic Yearbook) に7月1日現在人口を提供

5. Estimates of mid-year population: 2005 - 2014
Estimations de la population au milieu de l'année : 2005 - 2014 (continued - suite)

Continent and country or area Continent et pays ou zone	Co- de ^a	Population estimates (in thousands) - Estimations (en milliers)									
		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Iraq	DF	27 723	28 562	29 427	30 315	31 393	32 211	33 052	33 913	34 794	35 695
Israel - Israël ⁵⁸	DJ	6 930	7 054	7 180	7 309	7 486	7 624	7 766	7 911	8 059	8 216
Japan - Japon ⁵⁹	DJ	127 773	127 854 ⁶⁰	128 001 ⁶⁰	128 063 ⁶⁰	128 047 ⁶⁰	128 070 ⁶⁰	127 817 ⁶⁰	127 561 ⁶⁰	127 339 ⁶⁰	127 132 ⁶⁰
Jordan - Jordanie ⁶¹	DF	5 473	5 600	5 723	5 850	5 980	6 113	6 249	6 388	6 530	6 675
Kazakhstan	DF	15 147	15 308	15 484	15 674	16 093	16 322	16 557	16 791	17 035	17 161 ¹⁰
Kuwait - Koweït	DF	2 245	2 328	2 411	2 496	2 778	2 933	3 099 ⁶²	3 268	3 448	...
Kyrgyzstan - Kirghizstan	DF	5 007 ⁴	5 034 ⁴	5 056 ⁴	5 078 ⁴	5 128 ⁴	5 193 ⁴	5 260 ⁴	5 352 ⁴
.....	DJ	5 720	5 836
Lao People's Democratic Republic - République démocratique populaire lao ⁶³	DF	5 651	5 778	5 904	6 032	6 160	6 289	6 419	6 549	6 679	6 809
Malaysia - Malaisie	DJ	26 046 ⁶⁴	26 550 ⁶⁴	27 058 ⁶⁴	27 568 ⁶⁴	28 081 ⁶⁴	28 589 ⁶⁵	29 062 ⁶⁵	29 510 ⁶⁵	29 915 ⁶⁵	30 262 ⁶⁵
Maldives	DF	294	...	305	310	315	320	325	331	336	...
Mongolia - Mongolie	DF	2 551	2 583	2 602	2 643	2 691	2 739	2 786	2 840	2 899	2 963
Myanmar ⁶⁶	DF	55 396	56 515	57 504	58 377	59 130	59 780	50 149 ⁶⁷	50 667 ⁶⁷	51 184 ⁶⁷	51 486 ⁶⁷
Nepal - Népal	DJ	25 343	25 887	26 427	26 967	27 504	28 044	28 585	26 873 ¹⁵	27 257 ¹⁵	27 646 ¹⁵
Oman	DF	2 509	2 577	2 743	2 867	3 174	...	3 295 ⁶⁸	3 623 ⁶⁸	3 855 ⁶⁸	3 993 ⁶⁸

「United Nations Demographic Yearbook 2014」 抜粋

基幹統計として指定する統計の名称

現行の加工統計は、「人口推計」を名称としている。

- 「人口推計」との名称は、国勢統計の間の人口を推計した結果を指すものとして、大正10年(1921年)から用いられてきており、当該統計の名称として「人口推計」が統計ユーザーに広く浸透していると考えられる。
- 「Population estimates」(人口推計)は、国際機関においても用いられている一般的な名称である。
- 人口統計の刊行物については、昭和58年に「人口推計資料」(Population Estimates Series)との名称で、逐次刊行物を識別するための国際的なコード番号であるISSN (国際標準逐次刊行物番号。International Standard Serial Number)を取得している。

基幹統計としての指定の範囲

人口推計の集計事項一覧

<各月 1 日現在人口> 概算値(当月分)、確定値(5か月前分)

【全国】

年齢²、男女別人口（概算値）－総人口
年齢²、男女別人口（確定値）－総人口、日本人人口

<各年10月 1 日現在人口>

【全国】

年齢¹、男女別人口及び人口性比－総人口、日本人人口
年齢²、男女、月別人口－総人口、日本人人口
年齢²、男女別人口及び割合－総人口

【都道府県】

男女別人口及び人口性比－総人口、日本人人口
男女別人口－総人口、日本人人口
人口の割合－総人口
人口増減率－総人口
自然増減率－総人口
社会増減率－総人口
年齢²、男女別人口－総人口、**日本人人口**
年齢³、男女別人口－総人口、**日本人人口**
年齢³、男女別人口の割合－総人口、**日本人人口**
男女別年齢構造指数－総人口

<補間補正人口※>

【全国】(各月 1 日現在)

男女別人口－総人口、日本人人口

【都道府県】(各年10月 1 日現在)

男女別人口－総人口、日本人人口
人口の割合－総人口
人口増減率－総人口
自然増減率－総人口
社会増減率－総人口

※直近 2 回分の国勢統計の確定人口に基づき、その間の人口について補間補正を行ったもの

下線箇所が平成28年10月 1 日現在人口の公表から新たに追加予定の項目

[脚注] 1 各歳、2 5歳階級、
3 3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)

* 日本人人口：我が国に常住している日本国籍を持つ者